

**女性活躍推進法に基づく
東京二十三区清掃一部事務組合
特定事業主行動計画**

平成28年4月1日

東京二十三区清掃一部事務組合

東京二十三区清掃一部事務組合における 女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

東京二十三区清掃一部事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、東京二十三区清掃一部事務組合が策定する特定事業主行動計画です。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

東京二十三区清掃一部事務組合では、女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を、庁内会議体を通じ、継続的に行います。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。課題分析の結果、平成32年度までの目標値を、次のとおり設定します。

目標1

女性固有職員の割合を、5%以上にすることを目指します。

目標2

女性固有職員の管理職割合を、5%以上にすることを目指します。

目標3

育児休業を取得する男性職員の割合を10%以上にすることを目指します。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標の達成に向け、平成 28 年度から、次に掲げる取組を実施、または強化します。

取組 1

女性職員の声の紹介などにより、女性が活躍できる職場であることをパンフレット、ホームページ等で広報します。

取組 2

各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行います。

取組 3

男性の育児休業取得の促進に向けて、管理職を中心とした意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施します。